志摩市財務会計システム更新業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

令和８年１１月１２日

(目的)

第 1 条　この要領は、志摩市が発注する財務会計システム更新業務委託(以下「本業務」という。)について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条　この要領において、「公募型プロポーザル方式」とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式の採用)

第 3 条　本業務は、財務会計システムの構築において、創造性、技術力及び企画力が必要であり、財務会計システム運用の際の助言、指導等の支援において専門性及び豊富な経験が必要であることから、提案者の有する創造性等を総合的に審査し、契約交渉相手方を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(手続開始の公告)

第 4 条　市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1)　志摩市財務会計システム更新業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)

(2)　その他必要と認める事項

2　前項に規定する公告は、志摩市ホームページによるものとする。

(募集要項)

第 5 条　前条第 1 項第 1 号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期間等
2	見積限度額	見積限度額
3	実施方式	公募型である旨

4	実施スケジュール	公告から契約締結までのスケジュール(予定)
5	参加資格要件	必要な参加資格
6	参加申込書等の提出	提出書類の作成方法、提出方法、注意事項、受付期間等
7	提案書等の提出	提出書類の作成方法、提出方法、注意事項、受付期間等
8	質問及び回答	質問及び回答の方法
9	審査方法及び審査内容	志摩市財務会計システム更新業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要項(以下「審査要項」という。)による旨
10	契約手続等	契約交渉相手方等の決定等
11	書類提出先及び問合せ先	書類提出先及び問合せ先
12	提出書類及び審査内容の公表又は非公表	公表又は非公表の別
13	その他	提案に係る費用の負担、契約保証金の取扱い、辞退の取扱い、失格事項等

(参加資格要件)

第 6 条　本業務のプロポーザルに参加する資格を有する者は、募集要項の公告の日から本業務に係る委託契約締結の日までの間、募集要項「５.参加資格要件」に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(失格基準)

第 7 条　次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

(1)　募集要項に定められた参加資格要件等を満たさないとき。

(2)　募集要項に定められた提出方法によらず提出書類が提出されたとき。

(3)　募集要項に定められた提出期限までに提出書類が提出されなかったとき。

(4)　募集要項により提出を求められた提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。

(5)　参考見積書の金額が募集要項に定められた見積限度額を超過したとき。

(6)　提出を求められた提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(7)　本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明したとき。

(8)　前各号に掲げるもののほか、本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書等及び提案書等の提出)

第 8 条　本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、募集要項「6.参加申込書等の提出」及び「7．提案書等の提出」に定める期限までに指定された資料を市に提出するものとする。

(第 1 次審査)

第9条　志摩市財務会計システム更新業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、審査要項に基づき、参加申込書を提出した者の中から参加資格を有する者を選定するため、第 1 次審査を実施し、第 2 次審査参加資格者として選定するものとする。

2　市長は、前項の規定により選定した者に対しては、第 1 次審査による選定通知書(様式第 2 号)により、同項の規定により選定されなかった参加者に対しては、第 1 次審査による非選定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。通知の方法は電子メールとする。

3　第 1 項の第 2 次審査参加資格者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日(志摩市の休日を定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を含まない。)以内に、書面（電子メール）により、その理由について説明を求めることができる。

4　市長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 5 日(市の休日を含まない。)以内に、書面（電子メール）により回答しなければならない。

(第 2 次審査)

第 10 条　選定委員会は、審査要項に基づき、前条第 1 項の規定により選定された第 2 次審査参加資格者から提出された提案書等についてヒアリング等の第 2 次審査を行い、第 2 次審査の成績が最上位の者を本業務の契約交渉相手方に決定するものとする。

2　市長は、第 2 次審査が完了したときは、その結果について指定した期日までに第 2 次審査参加者全員に第 2 次審査結果通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。通知の方法は電子メールとする。

3　第 1 項の規定により契約交渉相手方とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日(市の休日を含まない。)以内に、書面（電子メール）により、その理由について説明を求めることができる。

4　市長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 5 日(市の休日を含まない。)以内に、書面（電子メール）により回答しなければならない。

(参加辞退)

第 11 条　参加申込者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。

2　参加申込者は、前項の規定により参加を辞退する場合には、辞退届(様式第

5 号)を志摩市総務部財政課へ持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(審査結果の公表)

第 12 条　募集要項「１２．提出書類及び審査内容の公表又は非公表」のとおりとする。

(随意契約の締結)

第 13 条　第 10 条第 1 項の規定により決定された契約交渉相手方と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

2　次点者との契約については、募集要項「１０．(5)次点者との契約」のとおりとする。

3　前項の規定は、次点者が、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなった場合における当該者の次点者以降の者について準用する。

(留意事項)

第 14 条　本業務のプロポーザル実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　参加申込み、提出書類の作成及び提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。

(2)　本業務のプロポーザル実施に当たり、不正行為を行った者又は提出書類に虚偽の内容を記載した者は、志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合があるものとする。

(3)　受付期間終了後の提出書類の再提出、差替え等は認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、市から追加資料を求めた場合はこの限りでない。

(4)　提出書類は、参加者に返却しない。

(5)　提出書類は、本業務の審査以外の目的には使用しない。

(6)　提出書類の公表は募集要項「１２．提出書類及び審査内容の公表又は非公表」のとおりとする。

(その他)

第 15 条　この要領に定めのない事項については、選定委員会において協議し決定するものとする。

附　則

(施行期日)

1　この要領は、令和 8 年 11 月 12 日から施行する。

(失効)

2　この要領は、志摩市財務会計システム更新業務委託に係る契約を締結した日にその効力を失う。

(経過措置)

3　前項の規定による廃止前の第14条第2号及び同条第4号から第6号までの規定は、前項の規定による廃止後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

（宛先）志摩市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

参　加　申　込　書

志摩市財務会計システム更新業務委託に係るプロポーザルの参加を申し込みます。
なお、下記の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

１．参加資格について

内 容	チェック欄
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない	□はい □いいえ
令和 8 年 11 月 1 日現在で志摩市契約規則(平成 16 年志摩市規則第 69 号)第 3 条第 2 項に規定する志摩市競争入札資格者名簿の「物件の買入れ等　システム開発・管理(2503)　システム開発(1)及びシステム管理(2)」の部門に登録されている	□登録されている □登録されていない
志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成 20 年志摩市告示第 34 号)の規定に基づく指名停止措置期間中でない	□はい □いいえ
手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでない	□はい □いいえ
会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている	□該当しない □該当する場合 □受けている □受けていない
過去 6 年間(令和 3 年度から参加申込書提出日まで)に国又は地方公共団体に対し財務会計システム導入業務の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績がある	□はい □いいえ

２．連絡先

（所属）　　（役職）　　（担当者氏名）
（電話番号）
（ＦＡＸ）
(e-mail)

様式第２号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）　様

志摩市長　橋爪　政吉

第１次審査による選定通知書

志摩市財務会計システム更新業務委託における第１次審査を行った結果、第２次審査への参加資格者として選定しましたので通知します。

つきましては、下記日程により第２次審査を行いますので出席をお願いします。

記

日　時　：　令和　　年　　月　　日（　）
　　時　　分から　　時　　分まで

場　所　：　志摩市役所　　階　　会議室（※控室　　階　　会議室）

【事務担当】
〒517-0592
三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
志摩市総務部財政課
担当　西山・下村
電話番号　0599-44-0209
ＦＡＸ　0599-44-5252
e-mail　zaisei@city.shima.lg.jp

様式第３号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）　様

志摩市長　橋爪　政吉

第１次審査による非選定通知書

志摩市財務会計システム更新業務委託における第１次審査を行った結果、第２次審査への参加資格者として下記の理由により選定しなかったので通知します。

記

理　由　：

※ 上記理由について説明を希望される場合は、この通知の日の翌日から起算して、5 日(志摩市の休日を定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日を含まない。)以内にその旨を記載した書面を電子メールにより提出してください。

【事務担当】
〒517-0592
三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
志摩市総務部財政課
担当　西山・下村
電話番号　0599-44-0209
ＦＡＸ　0599-44-5252
e-mail　zaisei@city.shima.lg.jp

様式第 4 号（第 10 条関係）

令和　　年　　月　　日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）　様

志摩市長　橋爪　政吉

第 2 次審査結果通知書

志摩市財務会計システム更新業務委託におけるプロポーザルの審査の結果を次のとおり通知します。

記

(契約交渉相手方の場合)
結　果　：　貴社が契約交渉相手方に決定しました。
　　契約等の手続については改めて連絡いたします。

(契約交渉相手方とならなかった場合)
結　果　：　次の理由により契約交渉相手方に決定しませんでした。
理　由　：

※ 上記理由について説明を希望される場合は、この通知の日の翌日から起算して、5 日(志摩市の休日を定める条例(平成 16 年志摩市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に定める休日を含まない。)以内にその旨を記載した書面を電子メールにより提出してください。

【事務担当】
〒517-0592
三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
志摩市総務部財政課
担当　西山・下村
電話番号　0599-44-0209
ＦＡＸ　0599-44-5252
e-mail　zaisei@city.shima.lg.jp

様式第５号（第 11 条関係）

辞　退　届

令和　　年　　月　　日

（宛先）志摩市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和　　年　　月　　日付で参加の申込みを行った志摩市財務会計システム更新業務委託に係る公募型プロポーザルについて、参加を辞退したく届け出ます。

連絡先
（所属）　　（役職）
（担当者氏名）
（電話番号）
（ＦＡＸ）
（e-mail）